

専門試験を実施しないため、
働きながらでも受験しやすい試験です！

令和5年度
加須市職員採用試験
【民間企業等職務経験者】

～これまでの知識や経験を加須市で活かしてみませんか！～

一般事務（手話通訳士）

社会福祉士

土木

建築

電気

機械

募集案内

一次試験
(筆記試験)

令和5年9月17日（日）

申込期間

令和4年7月18日（火）～8月4日（金）

申込方法

電子申請・届出サービスからのWeb申込

～ 絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須 ～

か そ し
加 須 市

○採用情報は随時更新

詳しくはWEBで

加須市 採用

検索



■ 加須市が求める人材

～加須市への深い愛着と公務への熱意を持ち、本市発展の寄与が期待できる人材～



全体の奉仕者としての使命と責任を自覚し、市民に信頼される職員

全体の奉仕者である公務員としての基本姿勢を常に自覚し、公正かつ公平に業務を遂行することで、市民から信頼される職員



市民のニーズを的確に把握し、市民の立場に立って行動できる職員

市民サービス向上のため、市民との対話を大切にし、市民が求めているものにどうすれば応えられるかを、市民の立場から考え、行動できる職員



高いコスト意識を持ち、成果重視の自治体経営に取り組む職員

高いコスト意識、スピード感覚と成果を重視する姿勢など、経営感覚をもって日々の業務に取り組む職員



広い視野と豊かな想像力を持ち、行政課題に積極的にチャレンジできる職員

前例や慣習にとらわれることなく、広い視野と豊かな想像力をもって困難な課題に積極的に取り組むチャレンジ精神を持った職員



あくなき向上心を持ち、自己研鑽に励む職員

職務遂行のため、絶えず自分を成長させたい、能力を高めたいという意欲を持ち続け、その実現に向けて努力する職員

令和5年度加須市職員採用試験の案内

【民間企業等職務経験者】

1 試験区分・職種・受験資格・採用予定人数

試験区分	職種	受験資格		採用予定人数
		生年月日	資格免許等	
民間企業等職務経験者試験	一般事務 (手話通訳士)	昭和49年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方 (令和6年4月1日現在32歳～49歳)	<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有する方 手話通訳士の資格を有する方(見込不可) 民間企業などで手話通訳士に関する職務経験が指定期間内*で、3年以上(休業などの期間を除く。)ある方 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 	若干名
	社会福祉士		<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有する方 社会福祉士の資格を有する方(見込不可) 民間企業などで社会福祉士に関する職務経験が指定期間内*で、5年以上(休業などの期間を除く。)ある方 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 	若干名
	土木		<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有する方 1級土木施工管理技士、または技術士(建設部門)の資格を有する方(見込不可) 民間企業などで土木に関する職務経験が指定期間内*で、5年以上(休業などの期間を除く。)ある方 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 	若干名
	建築		<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有する方 建築基準適合判定資格者、または一級建築士の資格を有する方(見込不可) 民間企業などで建築に関する職務経験が指定期間内*で、5年以上(休業などの期間を除く。)ある方 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 	若干名
	電気		<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有する方 第三種電気主任技術者の資格を有する方(見込不可) 民間企業などで電気に関する職務経験が指定期間内*で、5年以上(休業などの期間を除く。)ある方 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 	若干名
	機械		<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有する方 1級管工事施工管理技士の資格を有する方(見込不可) 民間企業などで機械設備の維持管理に関する職務経験が指定期間内*で、5年以上(休業などの期間を除く。)ある方 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 	若干名

※指定期間内・・・平成25年7月1日から令和5年6月30日まで

- ◆ 障がい者の方も受験が可能です。
- ◆ 実際の採用人数は、試験の結果等により採用予定人数と異なる場合があります。
- ◆ 採用予定人数は、一般の採用試験による採用予定人数を含んでいます。

【備考】

(1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項の主な内容

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ②加須市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 受験資格等に関する注意事項

(1) 民間企業等における職務経験年数が直近10年(平成25年7月1日から令和5年6月30日まで)中に通算5年以上(一般事務(手話通訳士)は3年以上)ある方が対象となり、それぞれの企業、団体、自営業者等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業し、これらの経験が通算で5年以上(一般事務(手話通訳士)は3年以上)であることが条件となります。職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限ります。

(2) 申込日現在で加須市役所職員(会計年度任用職員を除く。)である方は受験できません。

(3) 申込日現在で資格を有していない方又は失効している方は、受験できません。

(4) 次のいずれかに該当する期間は、職務経験に含みません。

- ・休業等(疾病休暇・休職、育児休暇、介護休暇等)で勤務しなかった期間
- ・短時間労働者(パート労働者)*としての期間

※「短時間労働者(パート労働者)」とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(正社員)」の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者を言います。例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び名は異なっても、この条件にあてはまる労働者であれば、「短時間労働者(パート労働者)」とします。

3 主な職務内容

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 手話通訳士 | 一般事務の職務内容のほか手話通訳等 |
| (2) 社会福祉士 | 福祉に関する相談・援助等 |
| (3) 土 木 | 道路・河川・都市計画等に関する企画・設計、指導、協議、施工監理等 |
| (4) 建 築 | 建築・都市計画等に関する企画・設計、指導、協議、施工監理等 |
| (5) 電 気 | 施設の電気設備等に関する設計、施工監理、保全・管理等 |
| (6) 機 械 | 施設の機械設備の設計・施工監理、維持管理業務等 |

※ 事業計画等により、他の職務担当に配置されることもあります。

4 試験日時及び合格発表

試験	試験日時	合格発表
一次試験	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月17日(日) 試験場所、時間等については、申込者に別途通知します。 	10月中旬
二次試験	<ul style="list-style-type: none"> 一次試験合格者に別途通知します。 	11月中旬

※加須市ホームページで合格者の受験番号を掲示するほか、合格者にのみ郵送で通知します。

5 試験の方法及び内容

試験	科目	時間	内容
一次試験 (筆記試験)	職務基礎力試験	90分	社会的関心、言語的な能力及び論理的な思考力について多肢択一式により行います。
	論文試験	70分	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力、その他の能力について記述式により行います。 (1,000字)
	職務適応性検査	20分	社会人の職務・職場への適応性についての検査を行います。
二次試験 (面接試験)	人物試験		一次試験合格者に対して個人面接による試験及び受験資格等の確認を行います。

6 試験の配点

試験	一次試験		二次試験
	職務基礎力	論文	面接
点数	100	100	100

※ 一次試験の結果は、二次試験に反映されません。

※ 最終合格者は、職種ごとの二次試験の得点順に、男女を問わず決定します。

7 申込方法

令和5年7月18日(火) 8時30分から8月4日(金) 17時まで
加須市電子申請・届出サービスからのWeb申込

※Web申込の際には、写真データの添付が必要です。

※ただし電子申請を利用できない特別な事情がある場合は、事前にご連絡ください。

8 注意事項

受験当日に車いすを使用するなど、受験に際して要望がある場合は、申込後に職員課までご連絡ください。

9 自己情報の開示

(1) 次のとおり採用試験に関する自己情報の開示を行います。

(2) 開示請求する場合は、本人であることを確認することのできる顔写真付の書類(運転免許証等)を総務部職員課へ持参してください。電話等による開示請求はできません。

	開示請求できる人	開示内容	開示時期・時間
一次試験 二次試験	各試験の不合格者 (本人に限る。)	点数 順位	加須市ホームページで合格者の受験番号を掲示する際に発表します。

10 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験職種ごと成績順に採用候補者名簿に登載され、成績順に採用案内をさせていただきます。採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。
- (2) 職種によっては、補欠者を決定する場合があります。補欠者は、採用辞退者等により採用予定人数に欠員が生じた場合に限り、成績順に繰上げ合格を決定します。
- (3) 採用の時期は原則として令和6年4月1日以降となります。
- (4) 最終合格発表後に、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、当該職務経験の確認ができない場合は、採用されません。
- (5) 健康診断の結果、心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合には、採用候補者名簿から削除されます。
- (6) 採用試験申込書、資格要件等に虚偽又は不正があった場合は採用候補者名簿から削除されます。
また、採用後においても、虚偽又は不正が明らかになった場合は、懲戒免職になる場合があります。

11 採用されてから

(1) 給与

- ① 初任給（地域手当を含んだ額）は、個々の民間企業等における職務経験年数に応じ、一定の基準に基づいて決定されます。

例)【建築】

採用時年齢36歳で、大学卒、職務経験が10年の場合 260,760円

- ② この給与は、令和5年4月1日現在におけるもので、採用時までに給与改定があった場合はそれによります。
- ③ 昇給は、原則として毎年1回行われます。
- ④ 上記のほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間・休暇

- ① 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までです（月～金曜日）。

ただし、条例・規則の改正により変更となることもあります。また、勤務先により異なる場合もあります。

- ② 休暇は、年間20日（4月1日採用の場合は当該年内15日）の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・出産・忌引等の場合に与えられる特別休暇等があります。

～ 絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須 ～



試験についての問い合わせ先・送付先

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1

加須市総務部職員課（市役所本庁舎3階）

電話 0480-62-1111

内線336・337

E-mail shokuin@city.kazo.lg.jp